

平成31年3月22日(金)

平成31年第3回宮古島市農業委員会総会議事録

議 長：ただ今から、平成31年第3回宮古島市農業委員会総会を開催いたします。
出席委員は15名で、定数に達しておりますので、宮古島市農業委員会会議規則
第11条により総会は成立しております。

11番・喜屋武委員、13番・田名委員が欠席です。

議 長：それでは、日程第1議事録署名委員及び会議書記の指名についてですが、宮古島
市農業委員会会議規則第14条の規定により、議長から指名させていただくこと
にご異議ありませんか。

委 員：異議なし

議 長：それでは、5番：荷川取広明委員、6番：國仲和男委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記には事務局職員の上原みち子主任主事を指名いたします。

議 長：それでは、日程第2議案第1号農地法第3条の規定による許可申請についてを議
題としますが、会議の運営上、有償移転、使用・賃貸借権、無償移転の順に説明
と意見を求めたいと思いますが、よろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：それでは、議案第1号中、農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）につ
いてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

砂川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）は4件でございます。
受付番号1番から4番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号1番から4番は、議案書5ページから8ページの調査書のとおり、農地
法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ただ今の説明に関連して、担当委員の方から、受付番号1番の現地調査の結果ならびに補足説明を3番委員にお願いいたします。

野崎委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、上区西地区整備事業区で、譲受人は農業経営に積極的に取り組んで、サトウキビ栽培農家です。機械等も所有しています。

議 長：次に、受付番号2番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良3区推進委員にお願いいたします。

池間推進委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、西辺中学校南側500㎡に位置し、譲受人はサトウキビ栽培農家で機械等も所有しています。

議 長：次に、受付番号3番の現地調査の結果ならびに補足説明を伊良部2区推進委員にお願いいたします。

前泊推進委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、伊良部地区NTT塔から西側500㎡に位置し、未整備土地ですが、譲受人は機械等所有でサトウキビ栽培農家です。

議 長：次に、受付番号4番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺3区推進委員にお願いいたします。

下地推進委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は、宮古島市城辺庁舎北西300㎡に位置し、譲受人は畜産経営農家でサトウキビ作との複合経営農家です。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中農地法第3条の規定による許可申請（有償移転）受付番号1番から4番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に、議案第1号中、農地法第3条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

砂川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）は、2件でございます。受付番号5番から6番の説明をいたします。

（内容省略）

受付番号5番から6番は議案書9ページから10ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ただ今の説明に関連して、担当委員の方から、受付番号5番の現地調査の結果ならびに補足説明を伊良部2区推進委員をお願いいたします。

前泊推進委員：

受付番号5番の説明をいたします。場所は、前里集落から県道佐和田線500号向かいに位置し、未整備地区です。かぼちゃ収穫後で今後は、サトウキビ栽培予定です。機械等も所有しています。

議 長：次に、受付番号6番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺3区推進委員をお願いいたします。

下地推進委員：

受付番号6番の説明をいたします。場所は、下北集落北側の整備地区で、譲受人は畜産経営農家で今後、採草地管理です。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中農地法第3条の規定による許可申請（使用・賃貸借権の設定）受付番号5番から6番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に、議案第1号中、農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

砂川事務局：

今月の農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）は、4件でございます。受付番号7番から10番の説明いたします。

（内容省略）

受付番号7番から10番は議案書11ページから14ページの調査書のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第1号中農地法第3条の規定による許可申請（無償移転）受付番号7番から10番について、原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：日程第2議案第1号は原案のとおり決定いたしました。

議 長：次に、日程第3議案第2号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

知花事務局：

今月の農地利用集積計画（利用権貸借）は、5件でございます。
受付番号1番から5番の説明をいたします。

（内容省略）

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ただ今の説明に関連して、担当委員の方から、受付番号1番から5番の現地調査の結果ならびに補足説明を事務局をお願いいたします。

知花事務局：

受付番号1番から5番の説明に関しては、参考資料を参照して下さい。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。 はい、10番委員

砂川委員：

受付番号4番について、整備事業地区であるにもかかわらず、賃貸料（小作料）が安いのはどうしてですか。

知花事務局：

転売先の譲受人が、土地代も支払うとの事で、この賃貸料になっています。

議 長：ほかに質疑ありませんでしょうか

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第2号農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（利用権貸借）の承認についてを原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、日程第3議案第2号は原案のとおり決定いたしました。

議 長：次に、日程第4議案第3号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

知花事務局：

今月の農地利用集積計画（所有権移転）は7件でございます。
受付番号1番から7番の説明をいたします。

（内容省略）

以上、計画書の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ただ今の説明に関連して、担当委員の方から、受付番号1番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺4区推進委員をお願いいたします。

砂川推進委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、長中公民館東北200㎡に位置し、整備事業地区です。譲受人は、15年以上の農業経営で機械等も所有してサトウキビ栽培農家です。

議 長：次に、受付番号2番の現地調査の結果ならびに補足説明を平良1区推進委員をお願いいたします。

大浦推進委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、狩俣線（間那津集落）北西500㎡に位置し、譲受人は農業法人の役員等も行い、20年以上の農業経営で機械等も所有して、サトウキビ栽培農家です。

議 長：次に、受付番号3番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺1区推進委員をお願いいたします。

瑞慶覧推進委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、吉野公民館東側800㎡に位置し、譲受人はサトウキビ栽培農家です。機械等も所有しています。

議長：次に、受付番号4番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺3区推進委員にお願いいたします。

下地推進委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は、新城公民館東側500㎡に位置し、譲受人は葉たばこ農家で、機械等も所有しています。

議長：次に、受付番号5番の現地調査の結果ならびに補足説明を城辺6区推進委員にお願いいたします。

友利推進委員：

受付番号5番の説明をいたします。場所は、砂川集落から城辺方面に位置し、譲受人は新規就農者で10年以上の農業経営で機械等も所有してサトウキビ栽培農家です。

議長：次に、受付番号6番と7番の現地調査の結果ならびに補足説明を上野1区推進委員にお願いいたします。

砂川推進委員：

受付番号6番の説明をいたします。場所は、上野小学校北側に位置し、譲受人は新規就農者で10年以上の農業経営で機械等も所有してサトウキビ栽培農家です。

砂川推進委員：

受付番号7番の説明をいたします。場所は、野原集落の南東に位置し、譲受人は、サトウキビ栽培農家です。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。はい、10番委員

砂川委員：

受付番号7番について、売買価格について総額なのか、10a分なのか。

知花事務局：

兄弟なので、価格設定については本人の受付であります。総額の価格です。

議 長：ほかに質疑ありませんでしょうか
はい、16番委員

砂川委員：

受付番号5番・6番についてですが、譲受人は経営面積が0面積申請ですが、
基盤強化促進法では50a以上ないと申請できないのではないのでしょうか。

知花事務局：

譲受人は、新規就農者であり受付番号5番と6番の土地面積を合わせると、
50a以上になります。

議 長：ほかに質疑ありませんでしょうか

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第3号農業経営基盤強化促進
法に基づく農地利用集積計画（所有権移転）の承認についてを原案のとおり決定
してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、日程第4議案第3号は原案のとおり決定いたしま
した。

議 長：次に、日程第5議案第4号農用地利用配分計画案に関する意見についてを議題と
します。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

知花事務局：

今月の農用地利用配分計画案は3件でございます。
受付番号1番から3番の説明をいたします。

（内容省略）

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入りますが、下地3区推進委員・前里委員と8番：川満委員に関する事項があるため、宮古島市農業委員会会議規則第12条「議事参与の制限」により、一時退席をお願いします。

《 下地3区：前里推進委員・8番：川満委員退席 》

議 長：それでは、再開します。改めましてこれより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

はい、16番委員

砂川委員：

10a当たりの小作料設定について金額等が違ってはいますが。

新垣事務局：

小作料の設定については、基本的に両方の合意に基づいて設定しています。

議 長：ほかに質疑ありませんでしょうか

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第4号農地利用配分計画案に関する意見についてを原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、日程第5議案第4号は原案のとおり決定いたしました。

それでは、下地3区：前里推進委員・8番：川満委員の入室・着席を認めます。

《 下地3区：前里推進委員・8番：川満委員入室・着席 》

議 長：次に、日程第6議案第5号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

知花事務局：

今月の農地法第5条の規定による許可申請は、25件でございます。
受付番号1番から25番の説明をいたします。

(内容省略)

以上、受付番号1番から25番は、参考資料の許可基準適合表のとおり、農地法第5条第2項各号及び農地法施行規則第47条各号の要件を満たしております。
以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ただ今の説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査結果ならびに補足説明を16番委員にお願いいたします。

砂川委員：

現地調査報告として、日程は平成31年3月8日金曜日に調査員として、芳山会長、1番：砂川委員、事務局の知花次長、上原主任主事、5人で午前10時から10時20分まで調査内容についての調整会議、10時20分から午後3時20分まで現地調査、午後3時20分から3時40分まで事務局にて調査内容会議を行った結果、特に違反等は見受けられなかったことを報告します。5条申請25件、非農地申請4件、合計29件の現地調査でした。

受付番号1番の説明をいたします。場所は、宮古島市クリーンセンターの南側230に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地・商業用施設と連なった農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。 はい、7番委員

長濱委員：

譲渡人と譲受人との契約書等がありますか。なければ、この案件については、保留した方が良くと思いますが。

知花事務局：

契約書を提出させてから進達するように致します。

議 長：ほかに質疑ありませんでしょうか

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に、受付番号2番の現地調査の結果ならびに補足説明を16番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、三和自練の南側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地、用途地域第1種低層住居専用地域と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に、受付番号3番の現地調査の結果ならびに補足説明を16番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、JTA ドーム北側200mに位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地、その他横断困難な周辺農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

はい、7番委員

長濱委員：

譲受人の物件建設工事が着手している状況確認は行っていますか。

知花事務局：

新築工事物件状況確認は行っていないですが、確認して報告します。

議 長：ほかに質疑ありませんでしょうか

はい、10番委員

砂川委員：

建設会社等の物件工事等をファイリングして保管して貰いたいと思います。

議 長：ほかに質疑ありませんでしょうか

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に、受付番号4番の現地調査の結果ならびに補足説明を16番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は、久松の松田整形外科の南側に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地・商業用施設と連なった農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に、受付番号5番の現地調査の結果ならびに補足説明を16番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号5番の説明をいたします。場所は、宮古養護学校北側500㎡に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地、その他2種段差とガードレール・宅地等に囲まれた周辺農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号5番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に、受付番号6番の現地調査の結果ならびに補足説明を16番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号6番の説明をいたします。場所は、砂川小学校北側220㎡に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第1種農地一団農業施設用地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号6番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に、受付番号7番の現地調査の結果ならびに補足説明を16番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号7番の説明をいたします。場所は、県営久貝団地の東側70㍍に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地、宅地・団地等と連なった農地と判断しました。

議 長：ありがとうございます。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手をお願いいたします。

はい、7番委員

長濱委員：

譲受人は、1期工事は内諾されていますが、2期3期工事がまだ内諾が取れていませんが、工事計画変更等はなく建築されるんですか。

知花事務局：

県に確認して、現時点では問題ないとの回答を貰いました。

議 長：ほかに質疑ありませんでしょうか

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号7番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に、受付番号8番と9番は関連する案件ですので、併せて現地調査の結果ならびに補足説明を16番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号8番と9番の説明をいたします。場所は、JTA ドーム西側に隣接して、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は農振農用地として判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。はい、10番委員

砂川委員：

現場事務所・ヤード・駐車場は何年の計画ですか。

知花事務局：3年の計画です。

議 長：ほかに質疑ありませんでしょうか

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号8番と9番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に、受付番号10番から12番は関連する案件ですので、併せて現地調査の結果ならびに補足説明を16番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号10番から12番の説明をいたします。場所は、下地庁舎北側150mに位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地役所に隣接した農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号10番から12番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に、受付番号13番の現地調査の結果ならびに補足説明を16番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号13番の説明をいたします。場所は、上野小学校北側500㎡に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第1種農地一団集落接続農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号13番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に、受付番号14番の現地調査の結果ならびに補足説明を16番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号14番の説明をいたします。場所は、東小学校西側200㎡に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地・商業用施設等と連なった農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号14番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：次に、受付番号15番の現地調査の結果ならびに補足説明を16番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号15番の説明をいたします。場所は、沖縄銀行社宅西側60㎡に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地・商業用施設等と連なった農地と判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号15番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：次に、受付番号16番の現地調査の結果ならびに補足説明を1番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号16番の説明をいたします。場所は、東小学校西側180㎡に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地・商業用施設等と連なった農地と判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号16番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に、受付番号17番の現地調査の結果ならびに補足説明を1番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号17番の説明をいたします。場所は、とびとり会館北側300㎡に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地、その他2種周辺農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

はい、7番委員

長濱委員：レンタカー会社名はどこですか。

知花事務局：合同会社オーライオートです。

議 長：ほかに質疑ありませんでしょうか

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号17番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に、受付番号18番の現地調査の結果ならびに補足説明を1番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号18番の説明をいたします。場所は、友利公民館南側100㎡に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地・公民館等と連なった農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号18番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に、受付番号19番の現地調査の結果ならびに補足説明を1番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号19番の説明をいたします。場所は、宮古ゴルフレンジ南側40[㎡]に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地・商業用施設等と連なった農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。はい、7番委員

長濱委員：

譲受人は不動産業でもありますが、契約書等がありますか。

知花事務局：

内容等の不備があるため、確認して提出させます。

議 長：ほかに質疑ありませんでしょうか

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号19番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：次に、受付番号20番の現地調査の結果ならびに補足説明を1番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号20番の説明をいたします。場所は、友利公民館南側240に位置し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地・公民館等と連なった農地と判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号20番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：次に、受付番号22番と23番は関連する案件ですので、併せて現地調査の結果ならびに補足説明を1番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号22番と23番の説明をいたします。場所は、宮古の里南側に隣接し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第2種農地その他2種原野・宅地・保安林等に囲まれた農地と判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号22番と23番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：次に、受付番号24番の現地調査の結果ならびに補足説明を1番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号24番の説明をいたします。場所は、社会福祉協議会南側に隣接し、農地の広がりあり、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地・社会福祉施設等と連なった農地と判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号24番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：次に、受付番号25番の現地調査の結果ならびに補足説明を1番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号25番の説明をいたします。場所は、上野小学校北側70mに位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連たん、宅地・学校・団地等と連なった農地と判断しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号25番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：次に、受付番号26番の現地調査の結果ならびに補足説明を1番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号26番の説明をいたします。場所は、宮古製糖伊良部工場の北側580
に位置し、農地の広がりなし、宅地の広がりあり、農地区分は第3種農地連た
ん、宅地等に囲まれた農地と判断しました。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願い
いたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号26番を原案のとおり
決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：日程第6議案第5号は、受付番号21番を除いて許可相当として県知事に意見を
送付いたします。

議 長：次に、日程第7議案第6号非農地証明交付申請の承認についてを議題とします。
事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

知花事務局：

今月の非農地証明願いは、4件でございます。受付番号1番から4番の説明をい
たします。

(内容省略)

以上で議案の朗読ならびに説明を終わります。

議 長：ただ今の説明に関連して、現地調査担当委員の方から受付番号1番の現地調査結
果ならびに説明を1番委員をお願いいたします。

砂川委員：

受付番号1番の説明をいたします。場所は、伊良部小学校の東側650㎡に位置し、雑木等が生い茂って農地として利用できないことを確認しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号1番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：次に、受付番号2番の現地調査の結果ならびに説明を1番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号2番の説明をいたします。場所は、市営仲地団地東側190㎡に位置し、農地が利用されていないことを確認しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号2番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：次に、受付番号3番の現地調査の結果ならびに説明を1番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号3番の説明をいたします。場所は、佐良浜小学校の西側150㎡に位置し、原野化が進んでおり農地として利用できないことを確認しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号3番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：次に、受付番号4番の現地調査の結果ならびに説明を1番委員にお願いいたします。

砂川委員：

受付番号4番の説明をいたします。場所は、野原自衛隊基地の南側300㎡に位置し、岩盤地で表土が浅く農地として利用できないことを確認しました。

議長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は挙手でお願いいたします。

委員：質疑なし

議長：質疑なしとのことですので、採決いたします。受付番号4番を原案のとおり決定してよろしいですか。

委員：異議なし

議長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議長：日程第7議案第6号は原案のとおり決定いたしました。

議 長：次に、日程第8議案第7号別段の面積（下限面積）の設定についてを議題とします。事務局より議案の朗読と説明をお願いいたします。

知花事務局：

改正農地法（平成21年12月施行）により、農業委員会は、毎年、農地法第3条第2項第5号に規定する別段の面積（下限面積）の設定又は修正の必要性について審議する必要があるため、次のとおり提出する。

*設定・・・現行の別段の面積（下限面積）50アールの変更は行わない。

*設定の根拠

- （1）農地法施行規則第17条第1項の適用について
2015農林業センサスで、50アール以上の農地を耕作している農家が全農家数の9割以上を占めるため。
- （2）農地法施行規則第17条第2項の適用について
平成30年の農地法第30条の規定に基づく利用状況調査の結果、館内の遊休農地率は2.30%と低い現状であるため。

議 長：ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑のある方は、挙手をお願いいたします。

委 員：質疑なし

議 長：質疑なしとのことですので、採決いたします。議案第7号別段の面積（下限面積）の設定についてを原案のとおり決定してよろしいですか。

委 員：異議なし

議 長：ご異議ないとのことですので、原案のとおり決定いたします。

議 長：日程第8議案第7号は原案のとおり決定いたしました。

議 長：以上で、本日の議案・報告の審議は、すべて終了いたしました。この際、その他の件について、委員からご発言があれば挙手を持ってお願いいたします。

委 員：発言なし

議 長：発言ないようですので、今総会に付議された事件の承認の結果が生じた条項、字句、数字その他の整理を会長に委任することにご異議ございませんでしょうか。

委 員：異議なし

議 長：それでは、以上をもちまして、平成31年第3回宮古島市農業委員会総会を閉会いたします。ありがとうございました。

平成31年3月22日（金）

会 長 芳 山 辰 巳
5 番 委 員 荷 川 取 広 明
6 番 委 員 國 仲 和 男